

ハウスカード会員規約新旧対照表（変更の条項のみ抜粋）

現行	改定後
<p>第19条（会員規約の改定、承認）</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。</p>	<p>第19条（会員規約の改定、承認）</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>民法の定めに基づき</u>、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、会員と個別に合意することなく、本規約 <u>（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）</u> または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等を変更することができるものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により会員に周知したうえで、本規約 <u>（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）</u> または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。</p>

以上